



白河消防本部 消防指令センターは、
令和8年4月1日より新たに生まれ変わります。

火災発生などの確認は
消防本部公式HPで確認できます。



<https://shirakawa-syoubou.jp/>

災害案内テレフォン

050-1792-9119

LIVE119

(携帯電話のビデオ通話による通報)

稼働

新指令システム



火事を見つけたら **救急車が必要なら** **119** 発信

電話での119番通報が
困難な方には

NET119



FAX119



も利用できます。

<https://shirakawa-syoubou.jp/emergency/net119.html>

<https://shirakawa-syoubou.jp/emergency/fax119.html>

電子申請・届出様式は

右記のURLまたはQRコードから <https://shirakawa-syoubou.jp/application/>



119番通報は？ 慌てずに、指令員の質問に答えるだけで大丈夫です。



重要

けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人が速やかに応急手当をすることによって容態の悪化防止や救命率の向上につながります。

(福島県救急電話相談)

(こども電話医療相談)

救急車？

病院？

迷ったら

#7119

#8000

24
時間受付
(年中無休)

令和8年1月1日から **林野火災注意報・警報** の運用が始まります。

▲注意報・警報が発令された区域では、火の使用が制限されます。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令対象期間	1月～5月	同左
火の使用制限内容	<ul style="list-style-type: none"> ①山林、原野等において火入れをしないこと ②煙火を消費しないこと ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと ⑤山林、原野等の場所において喫煙をしないこと ⑥残火(タバコの吸い殻を含む)、取灰又は火の粉を始末すること 	同左
罰則	努力義務	罰金又は拘留

電子申請サービス運用開始のお知らせ

消防分野における電子申請サービスの運用を開始しました。これまでの来庁による各種申請・届出は、来庁することなく、いつでも(24時間365日)、どこでも(職場、自宅など)インターネットを利用して各種申請・届出が可能です。詳細は右記のQRコードから。

